

税率一覧

(1) 法人県民税

■均等割…資本金等の額に応じた金額です。

法人の区分		納める税額
均等割	1 次に掲げる法人 ア 公共法人および公益法人等(※1) イ 法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団または財団で収益事業を廃止したものを含む) ウ 一般社団法人および一般財団法人(いずれも非営利型法人(※2)を除く) エ 資本金の額または出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く) オ 資本金等の額(※3)が1千万円以下である法人 ※非営利型の一般社団法人および一般財団法人はアに含まれます	年額 20,000円
	2 資本金等の額(※3)が1千万円を超え1億円以下である法人	年額 50,000円
	3 資本金等の額(※3)が1億円を超え10億円以下である法人	年額 130,000円
	4 資本金等の額(※3)が10億円を超え50億円以下である法人	年額 540,000円
	5 資本金等の額(※3)が50億円を超える法人	年額 800,000円

※1「公共法人」とは法人税法第2条第5項に規定するもの、「公益法人等」とは地方税法第24条第5項に規定するものをいいます。ただし、地方税法第25条第1項の規定により均等割を課することができないとされるものは除きます。

※2「非営利型法人」とは法人税法第2条第9項の2に規定するものをいいます。

※3「資本金等の額」とは地方税法第23条第1項第4号の2に規定するものをいいます。なお、「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額」に満たない場合には、「資本金と資本準備金の合計額」により、均等割の税率を算出します。

■法人税割…法人税額に次の税率を乗じた金額です。

法人の区分		税率 〔令和元年10月1日以後に開始する事業年度〕
法人税割	1 次に掲げる法人であって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額(※4)が年1千万円以下のもの ア 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人 イ 資本または出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く) ウ 法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団または財団で収益事業を廃止したものを含む) エ 法人課税信託の引受けを行うことにより法人とみなされるもの	1.0/100
	2 上記の1に掲げる法人以外の法人(※5)	1.8/100

※4 2以上の都道府県に事務所等を有する法人についての法人税額又は個別帰属法人税額の判定は、分割する前の総額によります。

※5 福井県では、中小企業の振興および教育施設整備等のための財源に充てるため、令和8年4月30日までに終了する各事業年度分の税率に超過税率を適用しています。

(2) 法人事業税、特別法人事業税および地方法人特別税(国税)

※次の区分により算定した額の合計額を納めます。

■所得金額等課税法人

区分			税率			
			令和元年10月1日から令和4年3月31日までの間に開始した事業年度		令和4年4月1日以後に開始した事業年度	
			法人事業税	特別法人事業税	法人事業税	特別法人事業税
普通法人 〔資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人等〕	所得割	下記以外の法人 所得のうち年400万円以下の金額	3.5/100	37.0/100	3.5/100	37.0/100
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	5.3/100		5.3/100	
		所得のうち年800万円を超える金額	7.0/100		7.0/100	
		軽減税率不適用法人(※1)	7.0/100		7.0/100	
特別法人(※2) 〔協同組合、信用金庫、医療法人等〕	所得割	下記以外の法人 所得のうち年400万円以下の金額	3.5/100	34.5/100	3.5/100	34.5/100
		所得のうち年400万円を超える金額	4.9/100		4.9/100	
		軽減税率不適用法人(※1)	4.9/100		4.9/100	
外形標準課税法人 〔資本金の額または出資金の額が1億円を超える普通法人〕	所得割	下記以外の法人 所得のうち年400万円以下の金額	0.4/100	260.0/100	1.0/100	260.0/100
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	0.7/100			
		所得のうち年800万円を超える金額	1.0/100			
		軽減税率不適用法人(※1)	1.0/100			
	付加価値割	1.2/100	—	1.2/100	—	
	資本割	0.5/100	—	0.5/100	—	

■収入金額等課税法人

区分			税率						
			令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間に開始した事業年度		令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始した事業年度		令和4年4月1日以後に開始した事業年度		
			法人事業税	特別法人事業税	法人事業税	特別法人事業税	法人事業税	特別法人事業税	
1	電機供給業(2に掲げる事業を除く)、 導管ガス供給業、保険業、貿易保険業	収入割	1.0/100	30.0/100	1.0/100	30.0/100	1.0/100	30.0/100	
		収入割	1.0/100	30.0/100	0.75/100	40.0/100	0.75/100	40.0/100	
2	電気供給業 (小売電気事業等、 発電事業等および 特定卸供給事業)	資本金の額または出資金の額 が1億円を超える普通法人	付加価値割	—	0.37/100	—	0.37/100	—	
			資本割	—	0.15/100	—	0.15/100		
		資本金の額または出資金の額 が1億円以下の法人等	収入割	1.0/100	30.0/100	0.75/100	40.0/100	0.75/100	40.0/100
			所得割	—	1.85/100	—	1.85/100	—	
3	特定ガス供給業	収入割	1.0/100	30.0/100	1.0/100	30.0/100	0.48/100	62.5/100	
		付加価値割	—	—	—	—	0.77/100	—	
		資本割	—	—	—	—	0.32/100	—	

※1「軽減税率不適用法人」とは、3以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額または出資金の額が1千万円以上のものをいいます。

※2特別法人のうち、特定の大規模な協同組合等の年10億円を超える所得に係る税率は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から「5.7/100」が適用されます。

※ 資本割の課税標準となる「資本金等の額」とは地方税法第23条第1項第4号の2に規定するものをいいます。なお、「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額」に満たない場合には、「資本金と資本準備金の合計額」に資本割の税率を乗じて算出します。

※ 電気供給業のうち特定卸供給事業に係る税率は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

※ 特別法人事業税の課税標準は法人事業税の所得割額または収入割額です。なお、課税免除、不均一課税、仮装経理または租税条約の実施に伴う税額控除又は減免の適用がある場合には、これらを適用する前の額によります。